阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広報掲載の範囲は、阿波市有料広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)第4条 の規定を準用するものとし、その広告を掲載する団体等(以下「広告主」という。)のホーム ページにリンクするものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

大きさ	1 枠 縦 45×横 170(ピクセル)
	2 枠 縦 90×横 170 (ピクセル)
形式	JPEG、GIF 形式(アニメーション不可)
容量	5 KB 以内

- 2 広告はバナー広告とし、掲載位置はホームページのトップページとする。また、掲載枠 の位置について広告主は指定できないものとする。
- 3 画像の ALT 属性テキストは「広告:」で始め、全半角を問わず 30 文字以内 とする。
- 4 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先において要綱等に抵触していると判断した とき、あるいはおそれがあるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることが できる。

(広告の掲載期間)

- 第4条 広告の掲載期間は月を単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を 超える期間を指定することはできない。
- 2 広告掲載期間の掲載開始日は月の初めての平日とし、掲載終了日は掲載終了月の末日(末 日が平日でない場合は、翌月の初めての平日とする。)とする。

(掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠分掲載につき 1 か月 1 万円とする。ただし、3 か月以上継続して掲載する場合は 1 か月 8 千円、6 か月以上継続して掲載する場合は 7 千円で算出するものとする。なお、2 枠分掲載の場合は、1 枠分掲載で算出された金額に 2 を乗じた額とする。

(リンク先の変更の求め等)

第6条 掲載広告のリンク先のホームページの内容およびリンクしている内容が法令又は要綱等に違反しその他適当なものでない場合は、広告主に対しその変更を求めることができる。

(掲載の申込み)

- 第7条 広告の申込みは、阿波市ホームページ有料広告掲載申込書((様式第1号)以下「申 込書」という。)と原稿(原稿案でも可)を添えて提出するものとする。また、申込みの際 は、本人を確認するものの提示を求めることができる。
- 2 申込みは、原則として掲載を希望する月の2週間前までとする。
- 3 同一広告主が申込むことができる広告は、同時期に1件限りとする。 (広告掲載の決定)
- 第8条 市長は、前条の申込書を受理した時は、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を 決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者は、広告掲載開始月の5日前までに広告掲載料を納入するものとする。

(広告原稿作成及び提出)

第 10 条 広告主は、広告原稿(画像データ)を自己の負担により作成し、掲載月の 5 日前までに提出しなければいけない。

(広告掲載の取消し等)

(広告の変更)

- 第 11 条 市長は、次の号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、広告主への催告その 他何らかの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削 除若しくは掲載の一時中止をすることができる。
 - (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 指定された期日までに広告主が広告原稿(画像データ)を提出しなかったとき。
 - (3) 第3条第4項及び第6条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
 - (4) その他ホームページへの広告掲載が不適当であると判断したとき。
- 2 市は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載 の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責め を負わない。また、既納の広告掲載料は、返還しない。
- 第12条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規程により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、市長に対し、阿波市ホームページ有料広告掲載等変更申込書(様式第3号)を提出し、承認を得るものとする。
- 3 広告主は、リンク先のページのアドレスが変わった事によるリンクのみの変更の場合に あっては、変更しようとする月から起算して7日前までに、市長に対し、阿波市ホームペ ージ有料広告掲載等変更申込書を提出し、承認を得るものとする。
- 4 前3項の申込みは、要綱第4条の規定を準用するものとする。 (広告掲載取りやめの申出)
- 第 13 条 広告主は、阿波市ホームページ有料広告掲載取りやめ申出書(様式第 4 号)の提出により、ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。
- 2 前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であっても、広告主は広告掲載料の返還を 求めることはできない。

(広告掲載料の返還)

- 第 14 条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。
- 2 広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じ、広告掲載料を返還する。ただし、1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割とし、円未満は切り捨てるものとする。この場合において、広告が掲載できなかった期間の計算は、広告が掲載できないと市が確認したときから起算する。
- 3 次に掲げる理由により、本市がホームページを閉鎖した場合 (閉鎖の期間が連続して 2 4 時間以内の場合に限る。)は、前 2 項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。 ただし、閉鎖の期間が連続して 2 4 時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。
- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災事変その他非常事態が発生した場合
- 4 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(禁止行為)

- 第15条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) サーバーその他本市のコンピューターシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他市長が広告主として不適切と認める行為
- 2 広告主は、決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。 (広告主の責務)
- 第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告 掲載に関する全ての事項について、一切の責任を追うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為 その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。

附則

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この告示は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載申込書

広告掲載について、次のとおり申込みます。

						0				
	ふりがな 所 在 均		地	₸	_					
広告掲載	Š	ふりがな								
	名		称							
	ふりがな									
	代表									
	ふりがな									
申		者職日								
込			-							
者	Š	りがな								
	担当	者氏	: 名							
		Т								
	連絡先	F	A X							
	Æ//11/11		メール							
	11. 144		-		0 - 2/2	.0 0	- 111			
広告媒体 阿波市 WEB ページ(トップページ)										
広告の大きさ			\Box 1	枠分		$\Box 2 \dagger$				
掲載希望期間				年	三月	から		年	月まで	
掲	掲 載 金 額			枠分×排	最載期間	か月:	=		円	
業		種								
リンク先 URL			http	p://						
			ALT	'属性						
			字以内)	広告:						
	広告の内	宏			l .					
(原稿案も添付し			'							
てください)										
							±1/1			
	中込みにあたっては、阿波市有料広告掲載取扱要綱及び阿波									
5										
そ	\mathcal{O}	の 他		ムページ有料広告掲載取扱要領を遵守するとともに、阿波市が申込者						
の市税等の納付状況の調査を行うことに同意します。										

様

阿波市長

阿波市ホームページ有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで、申込みのありました阿波市 WEB ページへの広告掲載について次のとおり決定しましたので通知します。

記

1	決定		広告掲載を承諾します。 (2以降参照) 広告掲載を不承諾とします。
		(理由)	
2	掲載内容		

3 条件

(1) 掲載媒体 阿波市 WEBページ(トップページ)

(2)掲載期間 年 月 から 年 月

(3) 広告位置 市が決定します。

(4) 掲載料金 円(税込)

(5) 掲載料支払期限 年 月 日 (一括前納)

(6) 原稿提出期限 年 月 日 (広告主が作成)

(7) その他 阿波市有料広告掲載取扱要綱、阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要領等の規定に従うこと。

4 手続き

この「決定通知書」の発行をもって広告掲載の確定となりますので、掲載完了まで 大切に保管してください。

また、上記の内容及び条件をご確認のうえ、各期限までに掲載料支払、原稿提出の手続きを完了してください。手続きが完了していないと市 WEB ページに広告を掲載できませんのでご注意ください。

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載等変更申込書

広告掲載について、次のとおり変更いたします。

<i>—</i>	110400	٠,	D(*) C	40 / <u>X</u> /	RV 7C U A y o		
	ふりがな			₸	_		
広告掲載者			地				
	ふりがな		*				
	名 ふりがな		称				
	代表者現住所						
	ふりがな						
	代表者	職氏	名				
		がな					
	担当	者氏	<u>名</u>				
		Т	E L				
	連絡先	-	A X				
			メール				
広	告 媒	体	阿波下	7 WEB	ページ(トップページ)		
広	告の大き	さ	決定道	決定通知のとおり			
掲載希望期間			年 月 から 掲載期間終了 まで				
掲	掲載金額				領収済み		
業	業 種						
リンク先 URL		http://	/				
			ALT 厚	性	広告:		
			(30字)	以内)	ДС.		
広告の内容							
			七	14つ - フェナーエムト ナノがシェ			
					稿ファイルを、添付してください。		
そ	<i>O</i>) 他			たっては、阿波市有料広告掲載取扱要綱及び阿波市ホー		
7	ال کی	T.C.			広告掲載取扱要領を遵守するとともに、阿波市が申込者 付状況の調査を行うことに同意します。		
			- マン 113 化	17 - ユュヘン 小し	11.17(//////////////////////////////////		

阿波市長 殿

阿波市ホームページ有料広告掲載取りやめ申出書

阿波市ホームページ有料広告掲載について、阿波市ホームページ有料広告掲載取扱要綱第13条の規定に基づき、広告掲載の取りやめを申請いたします。

掲載取りやめ期間 年 月から 年 月まで

広告掲載者
ふりがな
所在地
ふりがな
名 称
ふりがな
代表者氏名
ふりがな
世当者氏名